

資料 1 : がん検診事業の評価に関する委員会につ
いて

がん検診事業の評価に関する委員会について

委員会開催の趣旨

我が国のがん検診については、欧米諸国と比較して受診率が低く、精度管理・事業評価が行われていない市町村も存在するのが現状。

また、平成19年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」において、がん早期発見の重要性の観点から、がん検診の受診率を5年以内に50%とすること及びすべての市町村において精度管理・事業評価が実施されることが目標とされている（別紙1）。

本検討会においては、わが国の市町村事業におけるがん検診の受診率向上及び精度管理・事業評価に向けた取組のあり方について検討を行う。

がん検診に関する検討会との関係

平成15年に設置された「がん検診に関する検討会」は、主に専門知識を有する委員からなり、市町村事業におけるがん検診（胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん及び大腸がん）のあり方について、科学的根拠に基づいた検討を行うとともに、各がん検診の事業評価に必要な項目（チェックリスト）等について主に専門的な観点からの検討を行っている（別紙2）。

それに対し、本検討会では、がん検診に関わるステークホルダー（自治体及び検診実施機関から推薦された委員）の参画を得ることにより、がん検診の受診率向上に向けた取組や精度管理・事業評価を幅広く実施していくための具体的な取組のあり方についての検討を行う。

スケジュール(案)

第1回検討会（6月26日）

- がん検診事業の評価に関する委員会について
- がん検診の現状について
- 委員によるプレゼンテーション
- その他

第2回検討会（8月～9月）

- 第1回検討会での論点整理
- より質の高いがん検診を広く普及させるための方策について
- その他

第3回検討会

- 報告書（案）について

がん対策推進基本計画（平成19年6月） 抜粋

(6) がんの早期発見

(現状)

がん検診については、昭和57（1982）年度に老人保健法に基づく市町村の事業として、胃がん検診、子宮頸部がん検診が開始された。その後、子宮体部がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診が追加・拡充されてきたところ、平成10（1998）年度に一般財源化され、現在は法律に基づかない市町村事業として整理されている。

企業における福利厚生や健康保険組合等における独自の保健事業の中で、がん検診を実施している場合やがん検診受診の補助を行っている場合がある。また、任意で受診する人間ドック等の中で、がん検診を受けている場合もある。

がん検診の受診率は、「平成16年国民生活基礎調査」によれば、あらゆる実施主体によるものを含め、男女別がん種別で見た場合、13.5%～27.6%となっている。

国においては、がん検診について、対象年齢、受診間隔、検診項目、精度管理等に関する指針を示している。また、国においては「がん検診に関する検討会」を設置し、平成15（2003）年12月からがん検診の在り方について見直しを図っており、現在まで「乳がん」、「子宮がん」、「大腸がん」及び「胃がん」に関しての検討結果を指針に反映させている。

平成20（2008）年度以降、がん検診等については健康増進法に基づく事業（努力義務）として引き続き市町村が行い、糖尿病等の生活習慣病に着目した健康診査（義務）については医療保険者が行うこととなる。

(取り組むべき施策)

受診率の抜本的な向上を図るため、国民に対しがん予防行動の必要性の理解及びがん検診についての普及啓発を図った上で総合的な対策を推進する。

特に、受診対象者を正確に把握した上で、未受診者に対する普及啓発や受診勧奨を行うなど、未受診者を無くすことに重点を置いたより効率的ながん検診の推進を図る。また、企業やマスメディア等も巻き込んだ普及啓発に関する取組など、都市部や町村部といった地域の特性に合わせたモデル的な取組を評価・普及していく。

市町村によるもののほか、人間ドックや職域での受診を含め、実質的な受診率を把握できるような手法の検討を行うなど、正確な受診率を把握することに努める。

有効性の確認されたがん検診を実施するため、科学的根拠に基づくがん検診の手法の評価を、定期的に行う体制を今後とも維持する。また、精度管理・事業評価についても十分検討する。

これまでの研究成果を応用に結びつけるため、がんの早期発見の手法の改良や開発に関する研究についてより一層の推進を図る。

がん検診の受診につながるインセンティブ等について検討を進めていく。

市町村におけるがん検診と老人保健法における基本健康診査等については、市町村において同じ会場で実施されている場合もあるが、平成20(2008)年度以降も、受診日、受診場所、費用負担などについては、受診者の利便性が損なわれないよう配慮することが望まれる。

(個別目標)

がん検診の受診率について、欧米諸国に比べて低いことも踏まえ、効果的・効率的な受診間隔や重点的に受診勧奨すべき対象者を考慮しつつ、5年以内に、50%以上（乳がん検診、大腸がん検診等）とすることを目標とする。

また、すべての市町村において、精度管理・事業評価が実施されるとともに、科学的根拠に基づくがん検診が実施されることを目標とする。なお、これらの目標については、精度管理・事業評価を実施している市町村数及び科学的根拠に基づくがん検診を実施している市町村数を参考指標として用いることとする。

市町村事業におけるがん検診のこれまでの経緯

(がん検診に関する検討会での検討経緯を含む)

がん検診の概要

- 老人保健事業に基づくがん検診は、昭和 57 年度から国の補助事業（※国・都道府県・市町村：1 / 3 負担）として実施されてきたが、平成 10 年度に一般財源化され、以降は、国の指針に基づき実施されている。

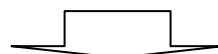
※国の指針に基づき実施されているがん検診
：胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診



がん検診の課題

- がん検診について、①受診率が低い、②死亡率減少効果の観点から実施方法や対象年齢に問題がある、③精度管理が不十分等の指摘。

※がん検診の受診率（平成 17 年）
胃がん検診：12.4% 子宮がん検診：18.9% 肺がん検診：22.3%
乳がん検診：17.6% 大腸がん検診：18.1%
(出典：平成 17 年度地域保健老人保健事業報告)



がん検診に関する検討（第 1～6 回検討会：乳がん、子宮がん）

- こうした課題に対応するため、平成 15 年 12 月に老健局内に「がん検診に関する検討会」を設置し、個々のがん検診ごとに検討を開始。
- まずは、死亡率減少効果の観点から実施方法、対象年齢等に特に問題が指摘されている「乳がん検診」及び「子宮がん検診」について、専門的見地から検討いただき、平成 16 年 3 月に中間報告を取りまとめた。

※中間報告における主な提言
○乳がん検診については、マンモグラフィを原則とし、その対象者を 50 歳以上から 40 歳以上に拡大するとともに、受診間隔は年 1 回から 2 年に 1 回にするべき。
○子宮がん検診については、対象者を 30 歳以上から 20 歳以上に拡大するとともに、受診間隔は年 1 回から 2 年に 1 回にするべき。

- こうした提言を踏まえ、平成16年4月に「がん検診指針」を改正。
- また、全国のマンモグラフィの整備状況等を勘案し、平成17年度予算及び平成18年度予算において、マンモグラフィの緊急整備を行った。

がん検診に関する検討（第7・8回：乳がん検診、子宮がん検診の事業評価）

- 引き続きがん検診の課題に対処するため、平成16年12月から、がん検診に関する検討会において、乳がん検診及び子宮がん検診の事業評価について検討開始。平成17年2月に報告。
- 乳がん検診及び子宮がん検診について、事業評価のための点検表によるプロセス評価や要精検率等の指標を用いて実施するアウトカム評価の実施方法等について提言。
- 提言を受け、都道府県及び市町村に対し周知。

※中間報告における主な提言

- 「プロセス評価」と「アウトカム評価」の2つの視点からの評価が重要。
- 「プロセス評価」においては、「事業評価のための点検表」を活用すべき。
- 「アウトカム評価」においては、受診率、要精検率等の指標を用いて、目標値との比較や、経年的な変化、他の地域との比較等の評価を実施すべき。

がん検診に関する検討（第9回～11回：大腸がん検診）

- 乳がん検診及び子宮がん検診に引き続き、平成17年3月から「大腸がん検診」について検討を開始。
- 3回にわたり検討。平成18年2月に報告。

※中間報告における主な提言

- 大腸がん検診の検査手法、対象年齢、受診間隔等は、従来どおりとする。
- 精密検査については、全大腸内視鏡検査を第一選択とすべき。S状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用による検査は、全大腸内視鏡検査の実施が困難な場合に限り実施することが適当である。
- 精検受診率の向上のため、精密検査を受診する必要性を全受診者に周知すべき。

がん検診に関する検討（第12回～15回：胃がん検診）

- 乳がん検診、子宮がん検診及び大腸がん検診に引き続き、平成18年7月から「胃がん検診」について検討を開始。
- 4回にわたり検討。平成19年6月に報告。

※中間報告における主な提言

- 検査方法
 - ・胃エックス線検査によるものとする。
 - ・ただし、胃内視鏡検査については、がん検診における有効性を評価するために、死亡率減少効果という観点から、研究を行い、データを集める必要がある。
 - 受診間隔
 - ・現時点では1年に1度とする。
 - 対象年齢
 - ・40歳以上とする。
- ◇科学的知見等の蓄積を踏まえ、また限りある医療資源の中で集団の死亡率をいかに効率よく下げうるかという視点で適宜検討・見直しを行うこととする。

がん検診に関する検討（第16回～ ：肺がん検診）

- 乳がん検診、子宮がん検診、大腸がん検診及び胃がん検診に引き続き、平成19年6月から「肺がん検診」について検討を開始。

（参考）がん検診に関する検討会がこれまでにとりまとめた中間報告書

- ① 老人保健事業に基づく乳がん検診及び子宮がん検診の見直しについて（平成16年3月）
- ② 老人保健事業に基づく乳がん検診及び子宮がん検診における事業評価の手法について（平成17年2月）
- ③ 老人保健事業に基づく大腸がん検診の見直しについて（平成18年2月）
- ④ 市町村事業における胃がん検診の見直しについて（平成19年6月）
- ⑤ 市町村事業におけるがん検診の事業評価の手法について（平成19年6月）